

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：女性保護費 目：女性保護費

事業名 困難な問題を抱える女性等支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部男女共同参画推進課 男女共同参画係 電話番号：058-272-1111(内3574)

E-mail : c11234@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,778千円 (前年度予算額) 1,778千円

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 源
前年度	1,778	0	0	0	0	0	0	0	1,778
要求額	1,778	0	0	0	0	0	0	0	1,778
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

・県内の相談機関によるDV被害相談件数は、令和6年度2,600件で、高止まりの状況にある。

・DV被害者や困難な問題を抱える女性の支援に対応するため、民間支援団体によるシェルターの確保と支援対象者の自立支援の活動に対し経費を助成し、地域におけるDV被害者等の保護、自立支援体制の充実及び早期自立を図る。

・支援対象者の「心のケア」のため、民間支援団体によるサポートグループの運営に対し経費を助成し、繰り返し家庭内で暴力を受けてきた被害者の心理的な安定、自立後の継続的な支援を図る。

(2) 事業内容

民間支援団体によるシェルターの確保と支援対象者の自立支援の活動に対し経費を助成し、地域におけるDV被害者等の保護、自立支援体制の充実及び早期自立及び自立後の継続的な支援の促進を図る。

- ①民間支援団体による民間シェルターの確保・運営に要する経費の助成
- ②民間支援団体による被害者の自立支援事業（電話相談・カウンセリング・訪問支援、情報提供等）に要する経費の助成
- ③民間支援団体によるサポートグループの運営に要する経費の助成
- ④民間支援団体によるDV被害者の面会交流支援に要する経費の助成
- ⑤民間支援団体による被害者の自立支援事業（同行支援）に要する経費の助成
- ⑥SNS等を活用した相談または相談窓口の周知に要する経費の助成
- ⑦新たな取組を行うために必要な知識習得に関する研修会開催・参加に要する経費の助成

(3) 県負担・補助率の考え方

- ①②⑤は県3/4、民間団体1/4
- ③④⑥⑦は県1/2、民間団体1/2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,778	民間支援団体によるシェルターの確保と支援対象者の自立支援の活動に対し経費を助成
合計	1,778	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画

第3章 施策の柱Ⅲ 安全・安心が保障される保護
施策の柱V 関係機関と連携した支援体制づくり

(2) 国・他県の状況

- 地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動や困難な問題を抱える女性への支援に関する民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとすると規定（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第26条）（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第19条）
- 都道府県、市町村が行う民間シェルターに対する財政的援助について、特別交付税の算定基準に盛り込まれている。
- 都道府県による補助状況 19都府県（R6年度内閣府調査）

(3) 後年度の財政負担

困難な問題を抱える女性の自立には、中長期的な支援が必要であることから、事業を継続する必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律において、地方公共団体は民間団体に対して必要な援助を行うよう努めることとされており、県において実施することは妥当である。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県困難な問題を抱える女性等支援事業費補助金
補助事業者（団体）	シェルター設置、自立支援事業を実施する民間団体 (理由) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」で、地方公共団体が民間支援団体への財政的援助等、必要な援助をすることが望ましい旨記載されている。
補助事業の概要	(目的) 困難な問題を抱える女性を支援するため (内容) 民間支援団体によるシェルター確保と支援対象者の自立支援活動への経費助成及び地域におけるDV被害者等の保護、自立支援体制の充実、早期自立及び自立後の継続的な支援の促進を図る。
補助率・補助単価等	定率 (内容) 民間シェルターの確保・運営、自立支援事業、同行支援については、県3/4、民間団体1/4 サポートグループ、面会交流支援、SNSを活用した相談・周知、新たな取組実施に向けた研修については、県1/2、民間団体1/2。 (理由) 「岐阜県困難な問題を抱える女性等支援事業費補助金交付要綱」による。
補助効果	地域の民間団体によるDV被害者等の保護、自立支援事業の実施により、行政におけるDV被害者等支援と併せて、支援体制のさらなる充実が見込まれる。
終期の設定	令和10年度 (理由) 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」の計画期間が令和10年度までのため

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか 民間支援団体によるDV被害者等支援の活動に対し助成することで、地域におけるDV被害者等の保護、自立支援体制の充実の促進、自立に向けた心のケアを図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R6)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R10)	達成率
①補助団体数		2		3	4	6

補助金交付実績 (単位：千円)	R4年度	R5年度	R6年度
	1,508	1,508	1,503

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	・地域の民間団体によるDV被害者等の保護、自立支援事業の実施により、行政におけるDV被害者等への支援と併せて、県内のDV被害者等に対する支援体制のさらなる充実が見込まれる。
指標① 目標 :	実績 : 達成率 : %
令和5年度	前年度と同じ
指標① 目標 :	実績 : 達成率 : %
令和6年度	前年度と同じ
指標① 目標 :	実績 : 達成率 : %

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない	
(評価) 3	民間団体によるシェルターの確保や自立支援事業に対し助成することで、支援対象者に寄り沿ったきめ細かな支援の実施が期待できる。また、今後、行政と民間が連携しながら、より効果的な支援体制を確立していくためにも、事業の必要性が高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3 : 期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2 : 期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1 : 期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0 : ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)	
(評価) 2	地域におけるDV被害者等支援の充実を図るとともに、民間支援団体の活動を支援することで、民間支援団体の育成にも効果があり、有効な事業である。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている	
(評価) 1	各民間団体の事業実施状況について、会議等を通じて把握している他、団体側からも、補助事業の実施方法等について意見を徴収することで、より有效地に事業が実施されるよう検証しながら進めており、効率化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 DV相談件数は高止まりの状況にあり、地域におけるDV被害者の支援体制のさらなる充実が求められている。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県内のDV被害相談件数は高止まりの状況にあり、行政における保護や支援後にも継続的に支援を行っていくには、行政と民間とが連携し切れ目のない支援継続していく必要がある。
--